

# 令和7年度湖西市内墓園・墓地・納骨堂需要等調査業務委託

## 公募型プロポーザル審査会設置要領

### (設置)

第1条 「令和7年度湖西市内墓園・墓地・納骨堂需要等調査業務委託」を実施するに当たり、その業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を、厳正かつ公正に決定するため、令和7年度湖西市内墓地需要等調査業務委託公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 提案内容の評価に関すること。
- (2) 候補者の特定に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、審査会が必要と認めること。

### (組織)

第3条 審査会の委員は、次の者をもって組織する。

- (1) 環境部長
- (2) 環境部環境課長
- (3) 総務部財政課長
- (4) 企画部企画政策課長
- (5) 企画部企画政策課長代理

2 審査会に会長を置き、環境部長をもって充てる。

### (会長の職務等)

第4条 会長は審査会を代表し、審査会の事務を総理する。

### (会議)

第5条 審査会は、会長が招集する。

- 2 審査会は、会長及び会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議に付する必要がないと認める事案については、書面審査により会議の審査に代えることができる。
- 4 審査会は、必要があると認めたときは、委員以外の者に説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 審査会の庶務は、環境部環境課生活係において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要領は、令和7年8月20日から施行する。
- 2 この要領は、令和7年度湖西市内墓園・墓地・納骨堂需要等調査業務委託の契約が締結されたとき、その効力を失う。